

諮問日：平成31年4月16日（平成31年度（最情）諮問第4号）

答申日：令和2年7月1日（令和2年度（最情）答申第2号）

件名：司法研修所の裁判教官の司法修習生に対する判事補の採用に係る指導内容
が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法研修所の裁判教官が、司法修習生に対し、判事補として採用されるためには法律事務所又は弁護士法人の内定を得ておくことが有益であると指導していることが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所の裁判教官は、判事補への採用を志望する者も含め、司法修習生に対しては、法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ、法曹となるにふさわしい品位を備えさせ、その社会的使命を自覚させるような指導をしているものの、本件開示の申出にあるような指導はしていない。

また、そもそも、下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官の

指名の適否について、①事件処理能力、②部等を適切に運営する能力、③裁判官としての職務を行う上で必要な一般的資質・能力を審査項目としており、判事補への採用を希望する司法修習生が法律事務所又は弁護士法人の内定を得ているかどうかは、同委員会における審査と無関係であるので、本件開示の申出にあるような指導をする必要性もない。

よって、本件開示申出文書は作成しておらず、取得もしていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年4月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年8月23日 審議
- ④ 同年10月25日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年12月20日 審議
- ⑥ 令和2年1月24日 審議
- ⑦ 同年5月22日 審議
- ⑧ 同年6月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所の裁判教官は、判事補への採用を志望する者も含め、司法修習生に対しては、法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ、法曹となるにふさわしい品位を備えさせ、その社会的使命を自覚させるような指導をしているものの、本件開示の申出にあるような指導はしていないとのことであり、また、そもそも判事補への採用を希望する司法修習生が法律事務所又は弁護士法人の内定を得ているかどうかは、下級裁判所裁判官指名諮問委員会における審査と無関係であるとのことである。司法修習生に関する規則第4条の規定の趣旨などに照らせば、司法研修所の裁判教官の指導内容が上記のとおりであることは容易に肯定され、

それを否定しうる特段の事情もうかがえないこと、また、下級裁判所裁判官指名諮問委員会における審査内容が上記のとおりであることを踏まえれば、本件開示の申出にあるような指導は行われておらず、その必要もないため、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理的とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子